

会津坂下町  
地域防災計画  
概要版

安全・安心な「ばんげ」を目指して



平成27年4月

会津坂下町

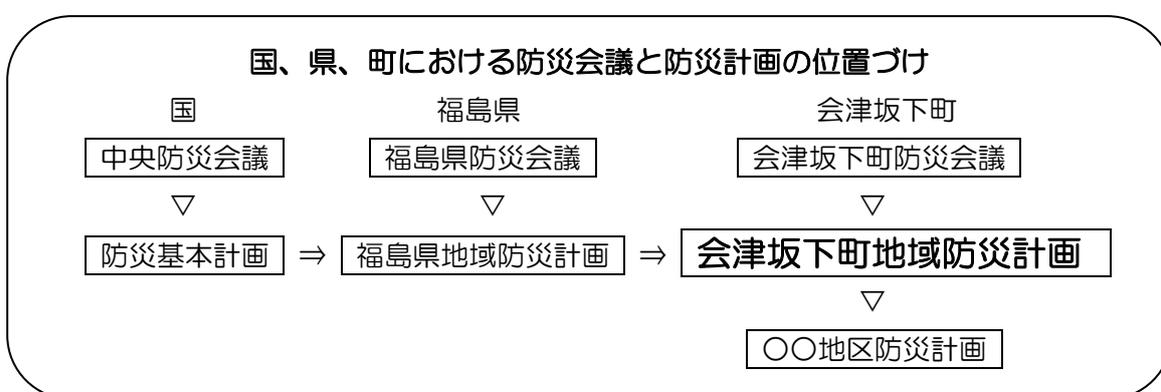
## 地域防災計画とは

### 1 地域防災計画の目的

会津坂下町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び会津坂下町防災会議条例第2条の規定に基づき、会津坂下町防災会議が作成する計画です。

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することによって、住民の方々の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としています。

本計画は、地域の絆で災害に強い町をつくることを目指し、町や防災関係機関、住民および事業所の皆さんが果たすべき責務と役割を定めています。



### 2 計画の構成

地域防災計画で想定している災害

**風水害**：全国的に集中豪雨による被害が相次いでおり、本町においても大雨が降った場合には、堤防決壊、内水氾濫などによって浸水被害が発生する被害があります。

**土砂災害**：本町の地形は、西縁部において山地が占めており、地形に沿って集落が形成されています。このため、土石流やがけ崩れなどの土砂災害が発生するおそれがあります。

**地震災害**：町の直下には、会津盆地西縁断層帯と呼ばれる活断層の帯があるとされています。また、周辺部にも会津盆地東縁断層帯など多くの断層帯があるとされています。これらの活動に伴う大規模地震により、被害が発生するおそれがあります。

**その他**：町では、雪害、鉄道の脱線事故、危険物の爆発や山林火災、さらには原子力発電所からの放射線物質または放射線が異常な水準で施設外へ放出される事故などの災害が想定されます。

会津坂下町地域防災計画は、5編で構成し、それぞれの災害について定めています。

第1編 総則編	総則	計画の目的及び方針などを記載
	会津坂下町の概要	災害要因・住民等の責務などを記載
第2編 一般災害対策編	災害予防計画災害	災害を予防するために平常時から事前準備として行う対策
	応急対策計画災害	大規模な災害が発生した場合の対策
	復旧対策計画	被災からの復旧・復興対策

第3編 地震災害対策編	総則	計画の目的及び方針や会津坂下町の地震災害などを記載
	災害予防計画	地震災害に対応するため平常時から事前準備として行う対策
	災害応急対策計画	大規模な地震災害が発生した場合の対策
	災害復旧対策計画	被災からの復旧・復興対策
第4編 事故対策編	総則、航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、危険物等災害対策、大規模な火事災害対策、林野火災対策	
第5編 原子力災害対策編	総則(原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え)、原子力災害事前準備、原子力災害応急対応、原子力災害中長期対策	
参考・資料編	防災関係条例、用語の解説、土砂災害危険箇所、指定避難所他	

### 3 地域防災の基本

地域防災の基本は、自分の命は自分で守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、行政施策としての「公助」が適切に役割分担された社会を形成することが重要です。

これらの「三助」を実現するためには、町及び防災関係機関はもちろんのこと、住民や事業者の皆さんの主体的な取組と相互連携を図っていくことが不可欠です。

本計画では、「先を見越した（読む）防災力で、まちを守る」を防災ビジョンとし、アメリカの危機管理の原則として知られている「プロアクティブ（proactive）の原則」を行動原則と位置付けています。



## 災害に対する備え（一般災害対策編）

### 災害予防計画



#### （１）防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町は、防災体制を整備し、広域的な応援も含め、防災関係機関相互の連携体制を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の促進を図り、防災体制の万全を期するよう努めます。

○町の体制：会津坂下町防災会議、会津坂下町災害対策本部、会津坂下町水防管理団体  
初動体制の習熟（本部設置、職員の動員配備、本部会議の招集、リエゾン協定による情報連絡員の派遣申請等）

○地域の体制：自主防災組織、事業所等の防災組織  
地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携、地域の事業所とも協調して訓練の参加

#### （２）防災活動体制の整備

災害の未然防止と被害の軽減を図るため必要な防災（業務）施設等の整備促進に努めます。

- J-ALERT（全国瞬時警報システム）への対応
- 「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」の活用
- 気象等観測体制の充実
- 土砂災害危険箇所の周知・土砂災害警戒情報の発表

#### （３）都市基盤の整備と防災化

水害、土砂災害及び雪害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策を推進します。

- 河川・排水路の整備と排水施設や樋門等の維持管理
- 水防施設、河川防災ステーション、資機材等の点検・整備
- 家屋等の危険防止の指導
- 建築物の不燃化・建築物の耐震性促進

#### （４）防災行動力の向上

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練をとおして防災行動力の向上に努めます。

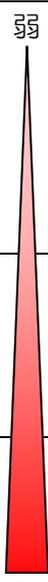
- 要配慮者への支援
- 町民一人ひとりへの住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の向上
- 自主救護能力の向上等の推進
- 3日分の食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の備え



## (6) 避難行動

避難行動とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」です。

- 避難の準備情報提供、勧告、指示及び屋内での退避等安全確保措置の指示
- 避難行動要支援者等対策（安否確認・避難行動支援）
- 非常持出袋の確認
- 地域で助け合える関係づくり

拘束力	避難情報	状況（町の行動）	住民の方々に求める行動
	避難準備情報	<b>人的被害が発生するおそれが高まった状況</b> 住民の方々に避難の準備を促し、避難に時間がかかる避難行動要支援者の方々に速やかに安全な場所（指定避難所）に避難していただくために発令します。	避難に時間がかかる避難行動要支援者の方々を、地域の住民の方々は声をかけあって支援し避難行動を開始して下さい。
	避難勧告	<b>人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況</b> 対象地区の住民の方々に対し、避難の為に立ち退きを勧め、または促すために発令します。	住民の方々に声かけあって、全ての方が避難を開始して下さい。
	避難指示	<b>人的被害が発生する危険性が非常に高まった状況</b> 被害が発生する危険性が目前に迫っている場合に速やかに避難させるために発令します。	避難していない場合は、速やかに避難しましょう。

※ 屋外を移動して避難することによりかえって危険が及ぶおそれがある場合に限り、屋内での退避等安全確保の措置を指示することもあります。

○会津坂下町の指定避難所として次の施設を選定しています。

指定避難所名	所在	指定避難所名	所在
坂下南小学校	坂下地区内	若宮コミュニティセンター	若宮地区内
坂下東小学校	坂下地区内	〃 附属体育館	若宮地区内
旧坂本分校	八幡地区内	金上コミュニティセンター	金上地区内
坂下中学校	坂下地区内	〃 附属体育館	金上地区内
坂下高等学校	坂下地区内	広瀬コミュニティセンター	広瀬地区内
会津農林高等学校	坂下地区内	〃 附属体育館	広瀬地区内
町民体育館	坂下地区内	川西コミュニティセンター	川西地区内
中央公民館	坂下地区内	〃 附属体育館	川西地区内
健康管理センター	福祉避難所	八幡コミュニティセンター	八幡地区内
		〃 附属体育館	八幡地区内
		高寺コミュニティセンター	高寺地区内
		〃 附属体育館	高寺地区内
		農村環境改善センター	川西地区内
		会津坂下町東松振興センター	高寺地区内
		〃 附属体育館	高寺地区内



## 地震災害に備えて

### 災害に強いコミュニティづくり

阪神淡路大震災・東日本大震災を契機に地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識されています。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられ、行政の力だけに頼らない地域住民による自主的な活動やボランティア活動を柔軟に展開していくことができる体制をあらかじめ整備しておく必要があります。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自らで守る」という基本的な考え方による「災害に強いコミュニティの形成」を目指します。

#### (1) 町民総ぐるみ運動の展開

いつ、どこでも起こりうる災害から人的・経済的被害を軽減し、町民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自らが守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日ごろから災害に備えておくことが大切です。

このため、町では、地域の絆を強め、互いに支え合う良好な地域社会づくりを進める町民総ぐるみ運動を展開するとともに、町民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、町、町民、事業者、地域活動団体等と共に信頼関係を築きながら連携・協力し、町民一人ひとりによる自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進します。

また、「みんなが元気で、安心して暮らせるまち」の実現のために、被災時に備え広域的な連携を図ることにより、被害の拡大防止や迅速な救助・復旧及び復興体制の構築に努めます。

#### (2) 緊急輸送路等の対策

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定し、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備に努めます。

また、東日本大震災時においては、自家発電に必要な重油やガソリンが不足したことを教訓に、石油コンビナートなどから被災地に向けた輸送経路をあらかじめ定めます。

○緊急輸送路の障害物除去（道路啓開）

#### (3) 福祉避難所の開設（一般災害時も同様）

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を、健康状態に応じて安心して避難生活ができる体制を整備します。（開設期間は、原則、災害発生の日から起算して7日以内とします。）



## 特殊災害に備えて

### 各種事故災害から身を守る

近年の社会構造の変化、過去の大規模な災害の経験等を踏まえて総合的な対策を定めたものであり、町及び防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、各機関が有する全機能を有効に発揮し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を事故災害から保護することを目的として計画しています。

- 航空災害
- 鉄道災害
- 道路災害
- 危険物等災害
- 大規模な火事災害
- 林野火災

### 原子力災害に備えて

会津坂下町は、福島第1・第2並びに柏崎の各原子炉施設から直線距離で100km以上離れていることから影響は極めて低いものと考えられますが、気象（大気）の状況に応じて、福島第1原子力発電所事故でもありましたとおり、放射線の影響が懸念されます。

このことから、町は、住民の方々に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずる上で必要となる放射線モニタリング等の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定めています。

- 住民等への的確な情報伝達体制の整備
- 環境放射線モニタリング体制の整備
- 放射性物質による環境汚染への対処
- 広域避難の受入れ体制の整備

### 私たちが家庭で取るべき行動

- 家庭での防災会議：家族で避難場所、避難路の確認
- 我が家の安全点検：家具の固定や置き場の工夫
- 非常用品の準備：非常持ち出し品の確認、いつでも持ちだせる場所に保管
- 家族の安否確認：NTT災害用伝言ダイヤルなどの緊急時の連絡手段の確認
- 家庭内でできる訓練：シェークアウト訓練など



### 会津坂下町地域防災計画【概要版】

#### 平成26年度改訂版

会津坂下町防災会議 平成27年2月17日策定  
平成27年4月発行

編集：会津坂下町防災会議

発行：会津坂下町役場総務課危機管理班

〒969-6592

福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662番地

TEL 0242-84-1533

URL <http://www.town.aizubange.fukushima.jp>

#### 【シェークアウト訓練】



Drop - Cover - Hold on